

給付要件の緩和など、制度を拡充します！

令和4年度 市原市中小企業等経営継続支援金 

新型コロナウイルス及び物価高騰等の影響により売上が減少した市内事業者への支援として、雇用保険加入従業員数に応じた「経営継続支援金事業」を9月1日から実施しています。

このたび、さらなる支援強化として給付要件の緩和など制度を拡充します。

これまで給付対象外であった方も、拡充により給付対象となる場合があるため再度ご確認ください。なお、既に申請済の方には上乗せ分を自動給付いたしますので、再度の申請は必要ありません。

拡充の変更点

- 1) 売上減少要件の緩和 : 30%以上 ⇒ **20%以上**に緩和
- 2) 売上比較対象期間の延長 : 令和4年9月分まで ⇒ 令和4年**12月分**まで
- 3) 給付金額の上乗せ : 当初の給付額に**一律50%上乗せ**
- 4) 給付対象の追加 : **雇用保険加入従業員がいない場合**も給付対象に

給付金額

右表のように、雇用保険加入従業員数に応じて支給します。(表は一部抜粋)
従業員数150人以上の場合は、50人毎に150万円を加算します。
(給付上限:1,500万円)

従業員数	現行の給付額	上乗せ・追加の給付額	合計給付額
0人	0円	10万円	10万円
1~9人	20万円	10万円	30万円
20~29人	50万円	25万円	75万円
⋮			
100~149人	200万円	100万円	300万円

主な対象要件

- 1) 市内に本店または主たる事業者を置く、中小企業または個人事業主
- 2) 令和3年10月から令和4年12月までの間の任意のひと月の売上が、令和元年(平成31年)から令和3年の同月比で20%以上減少していること。(ただし、飲食店等については、令和3年10月および令和4年1月から3月を、売上比較対象から除外)
- ※ 農業者は、個人事業主かつ雇用保険加入従業員がいる場合のみ対象です。

申請の方法

- 申請要領を確認の上、必要な書類を下記申請先へ郵送してください。
- 申請書類等は市のホームページ、市役所総合案内窓口、商工業振興課、各支所、市原商工会議所で取得できます。
- 申請締切：**令和5年1月31日(火)** ※当日消印まで有効

詳細については、市ホームページ及び申請要領をご確認ください。

<https://www.city.ichihara.chiba.jp//article?articleId=61639e91396461290eef1cfa>



申請先・
問合せ先

〒290-0081 市原市五井中央西1-22-25

市原商工会議所 中小企業等経営継続支援金事務局

【電話】0436-26-7150 (土日祝日除く午前9時から午後5時まで)